

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害等リスク

【洪水】

愛南町では令和元年 5 月に僧都川が水位周知河川に指定され、想定し得る最大規模の降雨に伴う被害想定のもと、河川周辺の浸水想定区域が示された。平成 30 年 7 月豪雨災害では、惣川、赤木川他、河川周辺で床上床下浸水被害が多数発生した。今後の災害リスクとしては、7 月豪雨の線状降水帯での被害や僧都川最大浸水想定区域をもとにした洪水被害を想定している。

【土砂災害】

愛南町総合防災マップに記載の、土砂災害発生のおそれのある危険箇所は数多く点在している。令和元年 12 月に更新された愛媛県 HP の資料によると、714 箇所が土砂災害(特別)警戒区域に指定されている。今後、大雨や地震による被害が懸念される。

【地震】

駿河湾から日向灘沖までの南海トラフ沿いで発生が懸念されている南海トラフ地震。今後 30 年以内の地震発生確率は、70～80%程度と極めて高くなっており、南海トラフ巨大地震は、太平洋側沿岸の幅広い地域に津波被害を引き起こすものと想定している。

【津波】

愛媛県における南海トラフの巨大地震について、各ケースの最大値を重ね合わせた津波の高さをみると、宇和海沿岸で「6～20m 程度」、瀬戸内海側で「3～4m 程度」の津波が想定されており、愛南町の各港においても、8.6～14.7m の最大津波が、短い所で 40 分程度で到達すると想定している。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を取得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

・ 愛南町地域防災計画

<https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/tetsuduki/anshin/bosai/chiikibosaikeikaku-h27-2.html>

・ 愛南町総合防災マップ

<https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/tetsuduki/anshin/bosai/sougoubousaimap.html>

・ 津波浸水シミュレーション映像

<https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/tetsuduki/anshin/bosai/tunami-simulation.html>

・ 土砂災害警戒区域

[https://www.pref.ehime.jp/h40700/5743/dosyaboushihou/dosyaboushi\\_ainan.html](https://www.pref.ehime.jp/h40700/5743/dosyaboushihou/dosyaboushi_ainan.html)

・ 僧都川洪水浸水想定区域図

<https://www.pref.ehime.jp/h40600/suibou/kouzui-sinsuisouteikuikizu-itiran.html>

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商 工 業 者 数 1,055 人
- ・ 小規模事業者数 985 人

【内訳:商工会調査】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	121	113	町内に幅広く分散している
	製造業	85	76	町内に幅広く分散している
	卸売業・小売業	286	253	町内に幅広く分散している
	サービス業・その他	563	543	町内に幅広く分散している

## (3) これまでの取組

### 1) 愛南町の取組

- ・ 「愛南町地域防災計画」を策定、防災訓練を定期(2年に1回)実施している。
- ・ 防災備品として、役場庁舎に人口比10%の3日分の食糧と愛媛県地震被害想定 of 毛布需要量を備蓄している。
- ・ 愛南町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 本会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・ 事業者BCP施策セミナーを開催してきた。
- ・ 愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・ 防災備品として、会館に(スコップ、懐中電灯、簡易トイレ、非常食等)を備蓄している。
- ・ 愛南町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

小規模事業者に対して災害・感染症等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

▼スタートアップ型の簡易(A3版1枚程度)な事業者BCP策定 60社

▼事業継続力強化計画認定 15社

▼各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む) 70社

《対象共済・保険制度》

火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

・ 発災時における情報共有を円滑に行うため、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、本会と愛媛県や愛南町等との被害情報報告ルートを構築する。

・ 発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と愛南町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

### <1. 事前の対策>

「愛南町地域防災計画」や愛南町が準用している「業種別感染拡大予防ガイドライン」と当計画との整合性を図り、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導等に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真を撮るように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備え、保管場所についても助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。(令和2年完成予定)

#### 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーを継続して開催し、損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー等の共催を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組み状況を確認する。
- ・愛南町事業継続力強化支援協議会〔仮称〕(構成員:本会、愛南町)を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨)が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。

<2. 災害・感染症発生後の対策>

自然災害による発災時には、人命救助を最優先で取組、また、新型コロナウイルス感染症の発生時においては拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
(「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うと共に、業務従事の可否や、大まかな被害状況:家屋被害、道路状況等を本会と当町で共有する)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、愛南町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当町との間で、被害状況や災害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身はまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

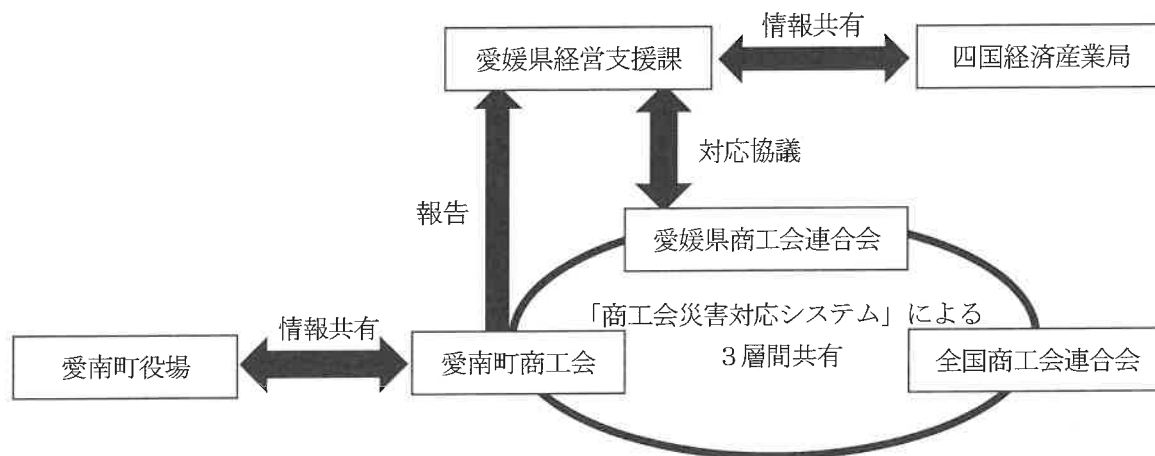
- ・当計画により、本会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「愛南町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 災害・感染症等発生時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 本会与当町は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 本会与当町が共有した情報を「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会与当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当町より愛媛県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・ 当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、町等の施策)について、小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

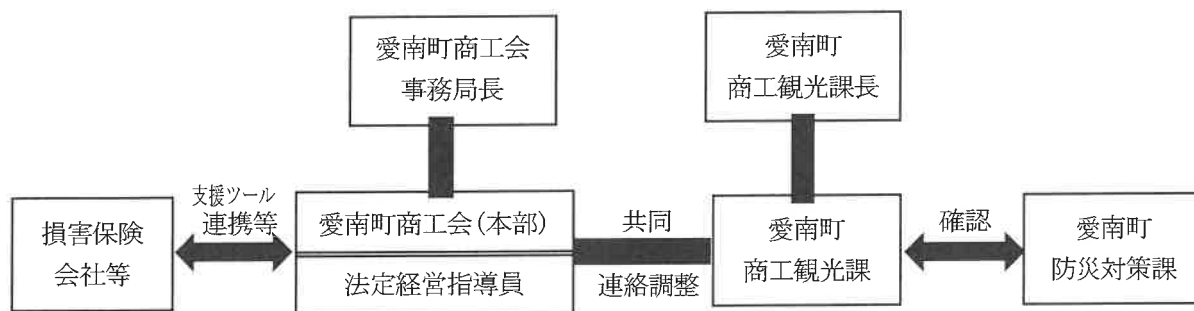
(別紙2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1)実施体制

(令和2年1月現在)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 ヤング亜由美(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

愛南町商工会

〒798-4110 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 2298 番地 1

TEL:0895-73-0700 FAX:0895-73-0466

E-mail: ainan@iaa.itkeeper.ne.jp

②関係市町

愛南町役場 商工観光課

〒798-4131 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

TEL:0895-72-1211 FAX:0895-72-1214

E-mail: shokokanko@town.ainan.ehime.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別紙3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	370	370	470	520	520
・ 専門家派遣費	150	150	150	200	200
・ 協議会運営費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災・感染症対策費	—	—	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、愛南町補助金等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。